

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 47 年 2 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 12 月

私は、長女がお腹の中にいたころ、姉に勧められて国民年金に加入し、集金人等に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は 3 か月と短期間である上、申立期間②前後の期間が納付済みとされているほか、申立期間②前後を通じて、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考えにくい。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、申立人は、申立期間②以降の昭和 53 年 3 月 6 日に国民年金保険料が還付されたことが確認できるが、社会保険庁の取扱いでは、過誤納保険料について、充当可能な未納期間がある場合、当該保険料から充当するとされているものの、申立期間②に充当されていないことから、当時、申立期間②については、納付済みとされていたものと考えても不自然ではない。

2 申立期間③は、1 か月と短期間である上、申立期間③前後の期間が納付済みとされているほか、申立期間③当時、申立人が居住していた市町村では、国民年金保険料の納付書は 10 月から 12 月までの 3 か月単位の納付書であったことが確認できることから、申立人が昭和 53 年 12 月分のみを納付しなかったとは考えにくい。

3 一方、申立期間①については、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 2 月 7 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、これを納付するためには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①は、96 か月と長期間であり、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間とされており、申立期間①の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和46年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月30日から同年2月1日まで
② 昭和46年1月31日から同年2月1日まで
③ 昭和47年3月31日から同年4月1日まで
④ 昭和47年4月1日から48年1月4日まで
⑤ 昭和48年7月31日から同年8月1日まで
⑥ 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

私は、5つの事業所で月末まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が、①B社は昭和31年1月30日、②A社は46年1月31日、③C社は47年3月31日、⑤D社は48年7月31日及び⑥E社は53年8月31日とされており、また、47年4月1日からD社で勤務していたにもかかわらず、申立期間④が厚生年金保険に未加入とされているので、申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及びA社の供述から判断すると、申立人が同社に昭和46年1月31日まで継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち、申立期間①、③、④、⑤及び⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録上、D社及びE社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④、⑤及び⑥当時の賃金台帳等を確認できないほか、B社及びC社については、申立期間①及び③当時の賃金台帳等の資料が無く、当時の複数の従業員等に聴取しても、当該期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立人の勤務期間及び保険料控除の有無等については不明である。

さらに、雇用保険の記録によると、申立期間③、⑤及び⑥については、それぞれの事業所を月末以前に離職していることが確認できるほか、申立期間④については、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 56 年 1 月まで

私は、夫が、勤務先を退職し再就職した昭和 57 年 4 月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料 20 万円くらいをさかのぼって一括で納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の夫は病気療養中のため証言を得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付によることとなるが、申立期間は国民年金の任意加入期間であるとともに、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと申立人が主張する時期は、特例納付の実施期間ではない上、申立人の夫が納付していたと申立人が主張する金額は、第 3 回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、238 か月と長期間に及んでおり、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、ほかに申立人の夫が申立人の申立

期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私は、町内会長から、国民年金への任意加入を勧められ、国民年金の加入手続を行い、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36年4月から41年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、42年1月から43年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、93か月と比較的長期間であり、社会保険庁の記録上、昭和44年1月20日に任意加入したことから、国民年金の未加入期間とされている上、申立人が国民年金の加入を勧められたと主張する町内会長は死亡しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、市町村役場から、国民年金保険料の未納について電話があったため、国民年金保険料をさかのぼって、自宅で市町村役場の職員に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が、昭和 59 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金の再加入を行ったのは、平成元年 6 月 17 日とされており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立期間②直後の昭和 62 年度及び 63 年度の国民年金保険料が平成元年 7 月以降に過年度納付されていることから、申立人が当該年度の国民年金保険料を申立期間の国民年金保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年 2 月 19 日まで
私は、昭和 20 年 11 月 1 日から 23 年 7 月 24 日まで、A社B支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時、A社B支店で給料計算等の事務を担当していたとされる同僚は、「申立人は休職していた期間があり、その期間は退職扱いとされていたと思う。」旨を供述している上、他の複数の同僚等からも、「申立期間当時であったかどうかは不明であるが、申立人は勤務していなかった期間があった。」旨の供述が得られたことから、申立人は、同社での勤務期間中に休職期間が存在していたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 23 年 2 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得する際には、当初の健康保険の番号とは異なる別の健康保険の番号が払い出されており、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

加えて、A社には、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料が無いことから、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等は不明である。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。